令和８年１１月　９日

各　位

公益社団法人　北海道観光機構
会　長　　唐 神　昌 子
（公印省略）

令和８年度相互送客事業（国際）「メディアタイアッププロモーション事業」
企画提案の募集について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は北海道への観光客誘致活動に格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。
当機構では標記事業に係る業務委託者選定のため企画提案を下記の通り募集致します。

敬具

記

１　事業名　令和８年度相互送客事業（国際）「メディアタイアッププロモーション事業」

２　業務委託期間　　契約締結日～令和９年３月８日（月）

３　主な業務委託内容
(１)北米市場　　メディアタイアッププロモーションの企画・実施
(２)アジア市場　広告宣伝プロモーションの実施

４　委託事業費（上限）　１３，５００，０００円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

５　今後のスケジュール

１１月　９日（月）	公示
１１月１３日（金）正午	企画提案参加表明締切および質問受付締切
１１月２７日（金）正午	企画提案書の提出期限
１２月第一週	企画提案の審査、委託事業者決定
１２月第二週	契約締結、業務開始

６　事業説明会について
本事業に関する事業説明会は開催致しません。事業内容に関する質問は個別にメールにて１１月１３日（金）正午まで受付し、参加表明事業者に共通した企画提案に必要な質問及び回答内容は当機構で取り纏め、参加表明事業者へメールでお知らせします。

【お問い合わせ先】
公益社団法人 北海道観光機構　観光ブランド推進部
担当：東川（ひがしかわ）
メール：y_higashikawa@visithkd.or.jp　　電話：011-231-0941

以上

令和8年度 相互送客事業（国際）「メディアタイアッププロモーション事業」企画提案募集要領（指示書）

１：事業目的

公益社団法人北海道観光機構では、観光を通じた地域経済の活性化を図るため、観光消費額のさらなる拡大を重要な目的として掲げている。その実現には、観光消費額単価の高い外国人観光客の誘致が不可欠であり、誘致に於いては海外と北海道を結ぶ直行便の路線維持・拡大が求められている。

本事業では、北海道からの海外旅行と北海道への訪日旅行の双方向の送客を一体的かつ均等に促進させることを念頭に、新千歳空港から直行便が就航する北米線および新たに就航した台中線の認知拡大と現地の魅力発信による旅行需要の喚起を目的とする。

２：事業実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光機構（以下「観光機構」）が主体となり、民間企業等に委託して実施する。

３：企画提案応募条件等

次のいずれにも該当すること。

(1) 単体企業等又は複数企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、以下の要件を全て満たしていること

(2) 単体企業等又はコンソーシアムの場合は次の構成員であること
(なお、コンソーシアムの場合には、別紙協定書の写しを提出すること)

- 民間企業
- 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人
- その他の法人、又は法人以外の団体等

(3) コンソーシアムの構成員が単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと

(4) 提案事項を的確に実施し、成果物の品質管理能力を有する者であること

(5) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構において業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること

(6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定により競争入札への参加を排除されているものでないこと

(7) 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成４年９月11日付局総第461号）第２第１項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること

(8) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第２号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること

４：契約方法等

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。

５：委託事業費（上限）

１３，５００，０００円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

６：委託期間及び業務スケジュール

(1)委託期間：契約締結日から令和９年３月８日（月）まで

(2)業務スケジュール

１１月　９日（月）	公示
１１月１３日（金）正午	企画提案参加表明締切および質問受付締切
１１月２７日（金）正午	企画提案書の提出期限
１２月第一週	企画提案の審査、委託事業者決定
１２月第二週	契約締結、業務開始

(3)業務完了日

令和９年３月８日（月）までに全ての業務を完了すること（報告書作成業務含む）

(4)委託費の支払

業務委託内容の確認を受けた後、適法な支払請求書が受理された日から６０日以内に支払を受けるものとする。

７：業務委託内容（企画提案事項）

（１）北米市場　メディアタイアッププロモーションの企画・実施

①概要：

幅広い年代層の道民に対して高い情報発信力が期待できるテレビメディアを活用し、新規就航路線であるユナイテッド航空の新千歳～サンフランシスコ線及びエア・カナダの新千歳～バンクーバー線の認知拡大を図るとともに、就航先２都市の現地情報や観光の魅力をテレビ番組を通じて効果的に発信することで、道民の海外旅行への関心を高め、旅行需要の喚起につなげることを目的として、テレビ番組の企画・制作及び道内での放映を行う。

②対象者：在道テレビ局、地上波テレビ放送を実施する事業者

③放映期間・放映回数：

令和８年１２月末～令和９年２月の期間内において地上波による放送１回以上

④取材撮影：

・サンフランシスコとバンクーバーの観光・グルメ・文化・体験・流行・直行便の快適さなどの取材・撮影を実施すること。

・実施日程は３泊５日～４泊６日程とし、行程内にてサンフランシスコ及びバンクーバー両都市の取材・撮影を実施すること。

⑤番組内容：

直行便の就航により両都市が身近な旅先として感じられるよう、路線の利便性や各都市の魅力を効果的に伝える内容とする。また視聴者にとって馴染みのある出演者や番組が持つ安心感・親近感を生かし、興味関心を喚起する演出・出演者の起用が望ましい。

⑥番組構成：

・特集及び番組内コーナー活用など番組内容における企画内容、構成、放映時間などについては、各社提案を行うこと。

・同一番組内にて両航空会社を取り上げる場合は、事前に対象航空会社との確認を十分に行ったうえで番組の企画を検討し構成すること。

・２都市を１局にて２番組以上での構成または、２局以上にて２番組以上を構成する提案は何れも可とする。

⑦効果測定：

番組の視聴率やアーカイブ視聴数、各種属性データなど、事業効果の測定が可能なKPIについて目標とする数値・開示可能なデータを企画提案書内に明記すること。

（２）アジア市場　広告宣伝プロモーションの実施

①概要：

１０月に新規就航した台湾台中路線の利用促進を図るため、現地情報や観光の魅力を効果的に発信することを目的とした、紙面・電子媒体問わずマスメディアによる広告宣伝プロモーションを行うこと。

②広告媒体：街頭ビジョン広告、新聞、ラジオCM、Web、SNS等のマスメディア

③広告規模：露出回数や手法は自由提案とする。

④広告期間：

令和９年１月～２月中にて委託事業者の提案を基に観光機構と協議のうえ決定とする。

⑤効果測定：

事業効果の測定が可能なKPIについて目標とする数値・開示可能なデータを企画提案書内に明記すること。

（３）その他自由提案：

更なる宣伝効果や認知度向上に効果が期待できる企画や事業をより効果的に実施するための施策、その他効果的と思われる企画や広告宣伝等、委託上限額の範囲内で実施可能なものがあれば自由に提案を求める。

８：事業目標（ＫＰＩ）

（1）北米市場　メディアタイアッププロモーション

番組の視聴率やアーカイブ視聴数、各種属性データなど、事業効果の測定や開示が可能な数値データを提案すること。

（2）アジア市場　広告宣伝プロモーション

宣伝効果および訴求効果の測定や開示が可能な数値データを提案すること。

９：事業報告と権利関係の整理について

① 事業完了報告

（ア）事業の実施内容、成果、効果測定、数的分析等を盛り込み、分かりやすい年間報告書を作成すること。

（イ）令和８年度の事業実施を通して把握できた事実に基づき、所感および令和９年度以降に向けた取組等の提案を含めること。

（ウ）日本語でＡ４版、両面印刷で１００ページ程度にまとめ、事前に校正業務を進めた上で期日迄に完成したものを提出すること。

（エ）報告書は個人情報等を含む全体報告書と、個人情報等を除いた公開用報告書の２種類を作成すること。全体報告書は印刷物３部及びデータ、公開用報告書は印刷物１部及びデータを提出すること。制作撮影したものは成果品として提出すること。

（オ）事業完了報告書はUSBメモリ１部に格納してともに提出すること

（カ）Webサイトの成果物は、ハードコピーとして残すことが可能なものを提出すること
（キ）テレビ番組の成果物は、オンエア同録をDVDやUSB等による媒体で提出とする。
（ク）完了報告書・成果物の提出後、観光機構の検査を受け、検査完了後に請求書（経費明細書含む）を発行する。
（ケ）振込先は会社名義の口座とし、個人口座の振込みは不可とする。

② 権利関係の整理
・事業で収集した画像等、観光機構の他事業で二次利用できるものを整理すること。
・作成した各種資料の版権は観光機構所有とすること。

１０：現物協賛について
可能な限り地域の関係者や事業者の協力を得ることにより、委託事業費と同額程度の現物協賛の獲得に努めること。

１１：参加表明
企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに会社名（コンソーシアムの場合は代表者及び構成員）、代表者名、担当者部署及び役職、氏名、電話、メールアドレス等の必要事項をメールにて下記へ提出すること。なお書式は任意とする。
・表明期限　　令和８年１１月１３日（金）正午まで
・表明先　　北海道観光機構　観光ブランド推進部　担当：東川
・メール　　y_higashikawa@visithkd.or.jp

１２：企画提案書の提出
企画提案書作成にあたっては、企画提案事項及びその提案の考え方のほか、下記の項目について企画提案書に記載すること。
（1）企画提案事項の総括表
各提案事項をＡ４版サイズ１枚に簡潔にまとめたものとすること。
（2）事業実績
観光機構事業の実績を含め、当事業と類似する業務内容や実績について過去２年分を記載すること。
（3）業務実施体制
・業務の実施体制について業務担当者等の企画提案者の体制等を明記すること。
・企画提案者の事業社名および担当者名については１部のみに記載し、残りは「Ａ」「Ｂ」などのアルファベットを用いて記載すること。
（4）業務スケジュール
委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。
（5）見積書
・各事業項目の明細を記載し、小計もあわせて明記すること。
・協力会社の再委託並びにコンソーシアムでの参加の場合は、各社の担当業務範囲（責任分界点）、再委託金額を明記すること。
・観光機構スタッフの旅費は積算に含まないこと。
・取材人数ならびに取材に関する諸費用（渡航宿泊交通費等すべて含む）と、番組制作から放映までに必要な費用を全て明記すること。

（6） 制作番組の提案概要

（ア）番組構成

（イ）視聴ターゲット

（ウ）放映時期、放映時間、放映エリア

（エ）KPI 指標、数値、効果測定手法、開示可能データ

（オ）取材場所、取材行程、取材人数、取材コンテンツ

１３：企画提案書作成上の留意点

・ 様式はＡ４版、両面印刷で５０～７５ページ程度とする。但し、全体的なイメージを伝える上で、必要に応じてＡ３版を折り込むことは可とする。

・企画提案は１社１提案とする。

・企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

・提出された企画提案書の返却は行わない。

１４：企画提案書の提出

（1） 提出部数：７部（会社名、氏名を記載あり２部、記載なし５部）

（2） 提出場所： 札幌市中央区北３条西７丁目１番１　緑苑ビル１階
公益社団法人 北海道観光機構 事業本部 観光ブランド推進部　東川 宛

（3） 提出期限： 令和８年１１月２７日（金）正午　※時間厳守

（4） 提出方法： 持参または郵送（提出期限必着）として、メール等による提出は不可。

１５：企画提案の評価基準

企画提案は次の項目を審査し、総合的に判断する。

（1）業務遂行能力

北海道観光等の実情に精通し、業務を遂行するにあたっての実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか。

（2）企画提案の目的適合性

・指示内容が十分理解されているか。

・協力体制など人的ネットワークが確保されているか。

・効果的な事業内容となっているか。

（3）実現性

事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案スケジュールになっているか。

（4）経済合理性

費用対効果が高い提案になっているか。

（5）注意点

観光機構は「北海道赤れんが未来機構」のコンソーシアムの構成員として、北海道庁旧本庁舎（赤れんが庁舎）の運営・管理業務を受託していることから、赤れんが庁舎への誘客を目的としたプロモーションは不可として提案に含めないよう留意すること。

１６：企画提案に関するヒアリング

・企画提案書についてヒアリング審査を実施する。

・企画提案事業者が６社以上の場合、書面審査による上位５社をヒアリングの対象とする

・ヒアリング日時及び場所は、別途対象の企画提案事業社へ通知する。

・ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなす。
・ヒアリング時の追加資料の配布については認めない。
・ヒアリング会場に入ることが出来るのは３名までとし、オンラインの場合も同様とする

１７：業務上の留意事項

（1） 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、観光機構と受託者が協議して決定する。

（2） 観光機構は受託者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について可能な範囲で提供する。

（3） 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。

１８：再委託について

再委託の予定がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め当機構の承諾を得る必要があるので留意すること。※観光機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を指す。

①業務の主たる部分（総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断）
➡再委託を行うことはできない。

②業務の主たる部分及び軽微な業務を除く業務
➡再委託に際し、観光機構の承諾を必要とする。

③軽微な業務（コピー、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）
➡再委託に際し、観光機構の承諾を不要とする。

１９：その他

・提出された企画提案書は、プロポーザルの審査以外には、提出者に無断で使用しない。
・公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。
・手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

以上

別紙

コンソーシアム協定書

（目　的）
第１条　本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光機構が発注する令和８年度相互送客事業（国際）「メディアタイアッププロモーション事業」（以下「本業務」という）を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

（名　称）
第２条　本協定に基づき設立するコンソーシアムは、本業務受託コンソーシアム（以下、「本コンソーシアム」という。）と称する。

（構成員の住所及び名称）
第３条　本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

（１）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（２）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（３）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（幹事企業及び代表者）
第４条　本コンソーシアムの幹事企業は＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿とする。
２　本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

（代表者の権限）
第５条　本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の連帯責任）
第６条　本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

（分担受託額）
第７条　各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

（運営委員会）
第８条　本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

（業務処理責任者）
第９条　本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

（業務担当責任者及び業務従事者）
第１０条　本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

（取引金融機関）
第１１条　本コンソーシアムの取引金融機関は、＿＿＿

別紙

委託契約に関する留意事項

契約の内容を正しく理解するとともに、特に次の事項をご確認ください。

契約全般について

契約区分
- 委託契約には成果物を求める請負契約と、一定の業務の執行を求める（準）委任契約があります
- （準）委任契約は業務に要した経費に応じて契約額の範囲内で対価が支払われるものであり、減額となる場合もあるので留意願います

再委託
- 再委託は禁止です。ただし、一定の要件を満たす場合、例外的にその一部の業務を再委託することができます（再委託の詳細については下記『再委託について』のとおり）
- 受託者は、委託業務に係る再委託先の行為について、その全ての責任を負います。
- 再委託が認められた場合、受託者は、契約を遵守するために必要な事項について、本契約書を準用して再委託先と約定するとともに、契約内容や契約上の留意事項について、再委託先への十分な説明と理解を得てください
- 再委託先は、自己都合による第三者への委託はできません

報告等の義務
- 業務を行う上で、事情の変更があった場合は、速やかに報告してください

調査等への対応
- 契約期間中に業務の処理状況に関し、公的書類等の関係書類の提出を求め、また、現地調査を行う場合があります

指名停止等
- 契約違反や不適切な行為があった場合、その内容によって一定期間、当機構と契約ができなくなることがあり、また契約の解除や損害賠償を請求することがあります

その他（コンソーシアムに係る留意事項）
- 代表者は責任体制・管理体制・実施体制を明示してください
- 代表者は構成員に対し、当機構との契約内容を十分に周知してください

再委託について

> 再委託は禁止です。ただし、一定の要件を満たす場合、例外的にその一部の業務を再委託することができます。

再委託が認められないもの

以下のどれか一つでも該当した場合は認められません。
- 業務の全部を再委託する場合
- 業務の主要な部分を再委託する場合
- 複数の業務をまとめて委託した場合に、１件以上の業務の全部を再委託する場合

再委託は事前の承諾が必要

やむを得ず再委託が必要な場合は、次の事項を記載した書面を提出して、当機構の承諾を得てください。
- 再委託する相手方の称号または名称及び住所
- 再委託する理由及びその必要性
- 再委託する業務の範囲・内容と契約金額
- 再委託する相手方の管理・履行体制、職員の状況
- 再委託する相手方の過去の履行実績
- その他求められた書類

令和　　年　　月　　日

公益社団法人北海道観光機構
会　長　　唐神　昌子　　様

〔申請者〕
住所

氏名　　印

再委託（変更）承認申出書

令和　年　月　日付けで契約した業務委託契約に関して、受託した業務の一部を下記のとおり委託（以下総称して「再委託」といい、委託先を総称して「再委託先」という。）したく承認願います。
上記契約に係る遵守事項を再委託先にも徹底するとともに、再委託先の貴機構に対する一切の行為について、最終責任は当社が負うこととといたします。
また、貴機構による再委託先に対する直接の実地監査等の実施要請があった場合には、再委託先にもその義務を負うことを確約し、協力することを誓約いたします。
なお、申出内容に変更が生じた場合は、速やかに申出いたします。

記

1. 契約名称

2. 再委託する業務の内容・範囲（別紙によることも可）
(1)
(2)
(3)

3. 再委託先
(1) 商号又は名称
(2) 代表者氏名
(3) 所在地
(4) 電話番号

4. 委託期間
令和　年　　月　　日から令和　年　　月　　日

5. 再委託する理由・必要性

6. 再委託する業務の契約予定金額
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円（消費税込み）

7. 再委託に関する再委託先との契約の有無（該当するものに〇を付してください。）

有　・　無　　（※「無」の場合は、その理由）

※委託先が複数になる場合は、上記項目を網羅した別紙により申し出ることも可能です